時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千九百九十五號
明治廿四年四月二十日　月曜日
舊暦辛卯三月十二日（丙子）
[illegible]
（西暦一千八百九十一年）

時事新報の貧富論

近年商況の不景氣に付ては世論の喧しき所なれども要するに唯是れ一時の波瀾たるに過ぎず時節到來すれば自から定まる所に定まる可けれども**維新以來經濟社會の大勢に於て貧富の懸隔**は日々にます〳〵甚だしく其事實著しからざるに似て影響する所は廣くして深し今日に之を論じて事の實際を知り以て將來の憂を豫防するは學者の當さに勉む可き所なり時事新報は此に見る所あり**貧富論**と題して本月二十七日より凡そ二週日間の紙上に掲載し目下の形勢、貧富次第に相分かるゝ所以の原因、その勢の容易に留む可らざるの事情を詳にして**最終に聊か之を緩和して安寧を維持するの法**を論じ以て局を結ぶ可し

石版附錄ェ付投票募集

本社は[illegible]を選し今度石版畫の一大附錄を發行して讀者に贈呈せんとするに當り其畫を本社の意に由て定むるは興味薄ければ廣く讀者の好尚に問ふて之を定むる事となしたり由て讀者は當今我國政治家中に付石版附錄の肖像となす可き人一名を指定して來る廿五日までに本社に送付ありたし左すれば此投票の多數が指名する何人なる歟調査の上、來る廿七日の紙上に報告し此政治家の肖像を石版附錄となして來月中旬の新紙に添へて讀者に配布すべし

時事新報定價

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊セズ其代價[illegible]ハ左ノ如シ

[illegible]	一箇月	六箇月以上	七日以上
一ヶ月	廿	十二錢	十一錢
[illegible]			十錢五厘

一行[illegible]○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三[illegible]

[illegible]以上ノ外ロ一[illegible]

[illegible]日附ニ大[illegible]日の翌日發兌新聞紙の休刊日に限り[illegible]に[illegible]には新聞代價一箇月[illegible]分は此外に郵便の實費[illegible]

時事新報

如何にして強有力の内閣を組織す可き乎

[illegible]

後任者たるものは最も重さず其閣員を引受くるものにして誰れしも迷惑に思ふ所ある可し即ち伯の決心の明白あるにも拘はらずして跡の始末の容易ならざる次第ならんのみ併しながら山縣伯既に辭職を決すれば其後任は取敢へず西郷伯なれども西郷も實は現職さへも止めたき程の處なれば總理の遞位などは思ひも寄らずとて容易に肯んせずと云ふ然らば伊藤伯ぞ適任ならんとて政府の内外に望を屬するもの少なからず或は宮中よりも内命ありて宮内大臣の西行は專ら伊藤召還の爲めなる可しとの説もあるに非ず但し伊藤東歸の上は其相談も忽ち纏まる可きやと云ふに我輩の觀測を以てすれば伯も容易に起つみとなかる可し思ふに其主義政略の如何は兎も角も伯が當世の政治家たる技倆は世間の既に認むる所にして若しも力を盡て事に當りたらば新内閣の組織も敢て難きに非ざる可しと雖も今日の事情に於て伯の出づるに利あらざるは自から知る所ならんあれば假令へ召に應じて歸京するも自から出づるの決斷は或は覺束なかる可し左れば今度の始末は彼れ是れ推合ひ睨合ひの末、山縣は歸らず伊藤は出でず遂に西郷に押付けて其局を結ぶ抔ドの話りなる可き歟我輩の所見は既に前日も述たる如く其人の誰れ彼れを問はず堅固強有力なる内閣の組織を望むものなれども實際の成行にして果して前述の通りの次第ならんには何人が出づるにしても強有力の實を擧ぐるは頗る難しと云はざるを得ず如何となれば其出づる者は自から進んで出づるに非ず他に強ひられ止むを得ずして空位を充すに過ぎざればなり斯くて其成行を想像するに首相の更迭と共に内閣員中二三の進退あるのみに止まりて當分當時の間は先づ以て無事平穩なる可しと雖も内に潜伏する政綱の少しく發動する毎に動もすれば搖動の患を免れざるのみならず今後遠からずして新に來らんとする内治外交多事の際に當り其閣員に堪へずして大事の場合に臨み忽ち更迭を催はし全國の人心をして依頼する所を失はしむるが如きはなかる可きやと我輩の竊に掛念する所なり然らば則ち如何せば可ならんやと云ふに今日の成行を以てすれば一人の力を以て事實より強有力の内閣を組織するは到底無理の注文なれども何人にても強ひられて總理の地位に就きたらば其人は最後に當りたるものと覺悟を定めて大に勇氣を鼓し他に對して[illegible]けれ畢竟し今の政府の有樣に於ては内閣の都合に從ひて[illegible]の體裁を繕ひたればとて地位の安全永久を見る可らざるのみならず[illegible]の問題を引起して却て其始末に困難し遂には自から[illegible]

て内閣の不評判を招き却て更迭を速にす可しとの説もある可しと雖も一首相の空位を充すにさへ人々相讓りて容易に過むものなき其中に一人所氣を擧て其職に當り然かも其事實の困難なる時に於ては何人も漫に云々するもの習せざるの覺悟あるに於ては一切内外の物議に顧みなかる可し即ち始を處女にし終を脱兎にするの手段にして事少しく權變に類するが如くあれども今日の場合に當り強有力の内閣を組織するの方略は先づ以て此邊にある可しと我輩の敢て信ずる所にして又之れを其當局者に希望する所あり

雜報

○伊藤伯の任する所　山縣伯總理の職を辭して後任者未だ定まらずとの事は初めて伊藤伯の許に通じたる時伯は後任者に就き評して云く兎角も立憲政體を採用したる今日に當りては總理大臣の職に適するもの自ら其器を異にせざるを得ず第一に充分の威望ありて政府の人々を歸服せしむるのみならず一般の民心をして歸向せしむるに足るを要す前日にありては此威望のみにして首相の位地に安坐するを得たるも今後は然るを得ずして議會あるのみならず[illegible]の政務を處理して決斷ある可らず威望才略を兼備する者にして始めて首相の位地にあるを得べしと伊藤伯の眼中に映ずる斯る人物は誰れなる歟伯の鋒面に向ふに非ざれば[illegible]に映ずるもの無かるべしと云へり

○[illegible]會社の始末　札幌製糖會社は重役の失敗より引續いて株主分配の望なき迄に至り遂に一昨廿八日社長伊藤亦之氏辭職を聞屆けられ北海道廳の理事官淺羽靖氏出でゝ之れが社長となるまでに立至りたるが元來此製糖會社は北海道廳より五分の利益を保證せられて同廳の監督の下にあり道廳に於ては樋口文藏、淺羽靖氏等の理事官其任に當り居たる所より今度同會社の紛紜に就ては監督の位置に立ちたる者亦其責に當らざるべからず然るに同會社の設立は專ら樋口氏等の主唱に係るものゆゑ淺羽氏の肩を持つ一派の人々は專ら責を樋口氏に歸し氏をして始末の引受けを爲さしめんと欲せしかど抑々此樋口氏は第二部長にして淺羽氏は第三部長なり二部長の監督する所は製糖の事業にありて三部長は會計の事を司る此度の同會社の失敗は製糖事業其者の上にありて[illegible]に不都合ありとも云ふよからば第二部長たり又主唱者たる樋口氏の責を負ふべき者なれども其失敗は事業の上にあらずして會計上のことに關する[illegible]第三部長に歸すべく[illegible]ものなれば手段は第三部長[illegible]氏出でゝ之に當るべしとは樋口氏を[illegible]所にして此際如何にも[illegible]氏同社の社長となりて之れが整理の任に當るよとに至りたるものなりと云ふ

○代言人組合の團結　一昨十八日午後四時より日本橋區坂本町銀行集會所の樓上に於て東京[illegible]代言人の[illegible]したれども[illegible]と評定すれば元田[illegible]長山田[illegible]之助氏[illegible]を選出せり[illegible]列所ある代言人[illegible]裁判所の[illegible]

も本件は新組合に於て目下計畫しつゝあるに就き該に本組合も之れに共賛し[illegible]（電話費一個年百二十圓此平價）又[illegible]して可ならんとの説は滿場一致の贊成[illegible]月給は十圓以内と定め都て會長の[illegible]をなすものありしが是又可決し[illegible]償金より支出するとし且つ元田[illegible]一日より有志の籌略を以て試みに[illegible]所の詰所に設けたるが組合一同の便[illegible]付既往の給料も準備金より支拂ひて[illegible]りしに最も大多數にて可決せり其外[illegible]建議もありたれど何れも少數にて[illegible]より正副會長の[illegible]の儀にあらざれば此權利を有するに[illegible]となれば今回の選擧には斯る手段の[illegible]ずれども客月下旬若しくは本月に入[illegible]迄りて本組合に加入せしもの廿六名[illegible]は新組合を脱し又は[illegible]等より加入[illegible]表面上大に我々の面目となるもの[illegible]會長選擧の爲めに[illegible]込まれし杯の[illegible]より斷るよりあるべしとは思ひ寄らず[illegible]の如き惡風潮が將來に行はれんには[illegible]の[illegible]日には新組合より[illegible]て新に入るが如き[illegible]るに至りては代言人全體の面皮にも[illegible]料して提出せし建議ありと述べ[illegible]ざるに會員中より[illegible]の言を聞くもの[illegible]は本月上旬横濱より[illegible]に加入したれ[illegible]會えあし開[illegible]して急立て[illegible]を試[illegible]は組合代言人の規則即ち法律[illegible]

[illegible]も[illegible]には總理の位置を[illegible]すべきに[illegible]ありとて[illegible]會長は[illegible]せりと

○昨夜の夜會　新任の支那公使李[illegible]昨夜内山下町の鹿鳴館に於て夜會を催したるが[illegible]に臨まれたる[illegible]は大臣、次官[illegible]の各國公使[illegible]を始めとし[illegible]年後九時に始めて[illegible]は[illegible]より[illegible]は昨日の[illegible]してへて場内の[illegible]付け[illegible]ら[illegible]人々、[illegible]もありたれども[illegible]中華の風は[illegible]方、山田、[illegible]、青木の[illegible]氏にして[illegible]きりしも宮内省と外務省の官吏は[illegible]あり

○山[illegible]の[illegible]　[illegible]は同[illegible]り試したるもの[illegible]今回く[illegible]に依れば[illegible]工事[illegible]事の[illegible]る[illegible]にて[illegible]の工事[illegible]れば[illegible]の[illegible]に於ては[illegible]する[illegible]